

組換えDNA技術応用食品等の取扱い(現行)

資料5

<食品衛生法全般>

	GM食品	GM添加物	高度精製添加物	一部のスタック (一定の要件を満たした場合)	セルフクローニング ナチュラルオカレンス
			(高度精製添加物として安全性が確認されたと食品安全委員会が判断した場合)		
食品衛生法上の取扱	GM	GM	GMに該当しないものとみなす	GM	GMに該当しない
安全性審査の要否 (厚生省告示第233号)	○	○	○	×	×
厚労省への報告	—	—	—	○ (通知により実施)	×
公表の有無	○ (官報)	○ (官報)	○ (厚労省HP)	○ (厚労省HP)	×
その他	GM微生物を利用して製造した場合は製造基準(厚生省告示第234号)への適合が必要	GM微生物を利用して製造した場合は製造基準(厚生省告示第234号)への適合が必要	—	—	—

・スタック: 審査済みGM作物同士の掛け合わせ品種等
 ・ナチュラルオカレンス: 遺伝子を導入した微生物が、自然界に存在する場合

・セルフクローニング: 宿主と同一種の微生物を導入遺伝子の由来とした場合
 ・GM食品、GM添加物: 組換えDNA技術を用いて製造される食品、添加物

組換えDNA技術応用食品等の取扱い(改正後)

<食品衛生法全般>

	GM食品	GM添加物		一部のスタック	セルフクローニング ナチュラルオカレンス	
			高度精製添加物			
			(高度精製添加物として安全性が確認されたと食品安全委員会が判断した場合)			(一定の要件を満たした場合)
食品衛生法上の取扱	GM	GM	GMに該当しないものとみなす	GMに該当しないものとみなす	GM	GMに該当しない
安全性審査の要否 (厚生省告示第233号)	○	○	○	×	×	×
厚労省への報告	—	—	—	○ (要件により実施)	○ (通知により実施)	×
公表の有無	○ (官報)	○ (官報)	○ (厚労省HP)	○ (厚労省HP)	○ (厚労省HP)	×
その他	GM微生物を利用して製造した場合は製造基準(厚生省告示第234号)への適合が必要	GM微生物を利用して製造した場合は製造基準(厚生省告示第234号)への適合が必要	—	—	—	—